(目的)

第1条 この要領は、測量法(昭和24年法律第 188号)の規定に基づき維持管理課が 管理する街区基準点の一般的取扱い及び管理保全に関して必要な事項を定め、その 管理保全の万全を期することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において街区基準点とは、街区三角点、街区多角点でかつ永久標識 を設置したものをいう。

(管理の主体)

第3条 街区基準点の管理保全の主管課は、建設部維持管理課とする。

(街区基準点の使用手続)

- 第4条 街区基準点を使用する者は、あらかじめ「街区基準点使用承認申請書」(様式第1号)により市長へ申請し、「街区基準点使用承認書」(様式第2号)の使用承認を受けるものとする。また、使用後には「街区基準点使用報告書」(様式第3号)により使用結果を報告するものとする。
- 2 街区基準点を使用する者は、「街区基準点使用承認書」を常時携行し、市職員又は土地所有者等の請求があった場合は、速やかにこれを呈示しなければならない。 (工事施工の届出)
- 第5条 道路の掘削工事を施工する者(以下「工事施工者」という。)が、街区基準点の付近でその効用に支障をきたすおそれのある工事等を施工する場合は、あらかじめ「街区基準点付近での工事施工届出書」(様式第4号)を市長に提出し、市長の指示に基づく街区基準点の保全に必要な措置を講じなければならない。ただし、街区基準点の一時撤去・移転の承認を申請する場合は、「街区基準点付近での工事施工届出書」の提出を省略することができる。
- 2 前項のその効用に支障をきたすおそれのある工事等とは、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 掘削底面端から45度以上の線に街区基準点の構造物が入る掘削工事等
 - (2) 車輌及び重機等の振動が街区基準点に影響を及ぼす杭打ち及び杭抜き工事のうち、街区基準点から杭、車輌及び重機等までの距離が5メートル以下となる行為
 - (3) その他街区基準点の効用に支障をきたすと思われる工事等

- 3 第1項の届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。
 - (1) 位置図、断面図、平面図(掘削位置と街区基準点の位置関係を明示したもの)
 - (2) 引照点図、又は市長の指示する測量資料
 - (3) 写真(街区基準点、街区基準点周辺、全引照点が確認できるもの)
- 4 街区基準点付近での工事がしゅん工したときには、工事施工者は速やかに「街区 基準点付近での工事しゅん工報告書」(様式第5号)を市長に提出し、検査を受け なければならない。
- 5 前項の報告書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。
 - (1) しゅん工写真 (街区基準点、街区基準点周辺が確認できるもの)
 - (2) 街区基準点の異状の有無が確認できる測量資料(着工前・しゅん工後が対比できる引照点図、又は市長の指示に基づく街区基準点の保全に必要な点検測量等の成果)
- 6 街区基準点付近での工事により、街区基準点の効用に支障をきたした場合は、工事施工者は維持管理課との協議後、「公共基準点復旧承認申請書」(様式第6号) により市長に申請し、復旧の承認を受けなければならない(様式第7号)。

(一時撤去及び移転)

- 第6条 工事施工者が、街区基準点を一時撤去又は移転する必要が生じた場合には、 あらかじめ「街区基準点(一時撤去・移転)承認申請書」(様式第8号)により市 長に申請し、その承認を受けなければならない(様式第9号)。
- 2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。
 - (1) 位置図、平面図(掘削位置と街区基準点の位置関係を明示したもの)
 - (2) 写真(街区基準点、街区基準点周辺が確認できるもの)
 - (3) 再設置位置図 (新旧位置の関係が確認できるもの)
- 3 土地所有者等の都合により街区基準点を一時撤去又は移転する必要が生じた場合は、土地所有者等は、「街区基準点(一時撤去・移転)請求書」(様式第10号)を 市長に提出するものとする。

(機能の回復)

- 第7条 工事施工者が街区基準点を一時撤去、滅失、き損、移転等により、その効用 に支障をきたした場合、又は土地所有者等による街区基準点の一時撤去、移転の請 求があった場合は、原則として当該街区基準点を既設と同様の構造により再設置し、 測量の成果を修正するものとする。
- 2 前項の場合において同一構造による設置が不可能な場合は維持管理課と協議のう

え変更することができる。

3 工事施工者以外の者が、故意又は過失により街区基準点を滅失又はき損した場合 は、前2項を適用する。

(機能回復の施工者)

- 第8条 街区基準点の測量標を設置する工事(以下「設置工事」という。)は、原則 として原因者である工事施工者が行わなければならない。ただし、次の場合は維持 管理課で行う。
 - (1) 土地所有者等による街区基準点の一時撤去、移転の請求があった場合
- 2 測量成果の修正(以下「測量作業」という。)に必要な手続きは、測量法第36条、 同第37条第3項、同第40条その他関係法令に基づき維持管理課で行う。

(設置工事)

- 第9条 工事施工者等は設置位置及び設置施工方法について、舗装復旧前に維持管理 課と協議しなければならない。
- 2 原則として測量標等は既設のものを再度使用するものとする。
- 3 工事施工者は設置工事の品質、出来形、工程、工事実施状況を明らかにする写真 を撮影しなければならない。
- 4 設置工事がしゅん工したときには、工事施工者は速やかに「街区基準点設置工事 しゅん工報告書」(様式第11号)を前項の写真とともに市長に提出し、検査を受け なければならない。
- 5 工事施工者は、前項の規定による検査に合格しないときは、直ちに補修して再検 査を受けなければならない。

(その他)

第10条 この要領により難い場合又はこの要領に定めのない事項についての取扱いは、 その都度維持管理課が定める。

街区基準点使用承認申請書

年 月 日

(宛先) 沼津市長

申請者 住所 氏名

街区基準点管理保全要領第4条第1項の規定により沼津市街区基準点の使用について、下記のとおり申請します。

ſ	吏用目的								
1	吏用期間		年	月	日から	年	月	日まで(日間)
Ì	則量地域								
	吏用する 「区基準点							計	点
ì	則量方法								
測 量	名 称								
計	代表者氏名								
画機関	所 在 地	Tel							
測	名 称								
量 作	担当者氏名								
業機関	所 在 地	Tel							
1	備 考								

街区基準点使用承認書

様

沼津市街区基準点の使用について下記のとおり承認します。

ſ	使用目	目的									
1	使用其	期間			年	月	日から	年	月	日まで(日間)
ž	測量地域使用する										
	使用する 街区基準点									計	点
測量方法											
測			尓								
量作	担	当	者								
業機関	所	在	地	Tel							

承認条件

- 1. 別紙街区基準点使用条件を遵守すること。
- 2. 使用終了後は、報告書を提出すること。

承認番号 号 年 月 日

沼津市長 印

 担当連絡先
 沼津市建設部維持管理課管理係

 TEL
 055(934)4788

街区基準点使用条件

- 1 街区基準点の使用にあたっては、作業者は立入る施設の管理者にあらかじめ計画機関名、作業機関名、作業目的、連絡先などを連絡し、立ち入りの承諾を得ること。
- 2 施設内の立ち入りは、日曜祭日を除く午前9時から午後5時までを原則とする。 ただし、管理者から指定された場合はそれに従うこと。
- 3 作業者は、使用時に使用承認書を常時携行すること。
- 4 使用にあたっては街区基準点の取り扱いに留意し保全に努めるとともに、周辺を汚さないよう努めること。
- 5 街区基準点本体及び立ち入り施設に損害を与えた場合は、申請者の費用で原形 復旧すること。
- 6 作業者は、測量標及びその周辺の現況や、測量付近に工事の予定がある場合は 速やかに維持管理課に連絡すること。
- 7 作業者は、測量標の使用を完了したときは、基準点使用報告書として、次の書類を添付し維持管理課に提出すること。
 - (1) 基準点現況報告書
 - (2) 精度管理表
 - (3) 成果表、網図の写しなど

街区基準点使用報告書

年 月 日

(宛先) 沼津市長

報告者 住 所 名 称 担当者

沼津市街区基準点の使用結果を下記のとおり報告します。

1	吏用	目的													
1	吏用	期間			年	月		日から		年	月	F	まで	(日間)
ì	則量	地域													
	使用した 街区基準点 使用承認番号													計	点
使人	用承	認番	号					承認番	号		号				
测 量	2	名	际												
作	担	当	者												
業機関	所	在	地	Tel											
使 (用(精	結 度)	果	No. No. No.		\sim \sim \sim	No. No. No.		相対# 相対# 相対# 相対#	青度1: 青度1:					
特	記	事	項	(故障	意点、	異常	点の	状況を	記載)						

街区基準点付近での工事施工届出書

年 月 日

(宛先) 沼津市長

届出者 住 所 氏 名

街区基準点管理保全要領第5条第1項の規定により下記のとおり届け出します。

-	工事件名										
-	工事場所	沼津	市							番	昏地先
-	工事期間		年	月	F	から	年	月	日まで	で(日間)
-	工事概要										
街区	街区基準点番号										
占	名 称										
用 企	代表者氏名										
業者	所 在 地	Tel									
エ	名 称										
事請	担当者										
負 者	所 在 地	Tel									
添	付 図 面	1	位置図	<u> </u>	2	断面図	3	平面図	4	そ(の他

街区基準点付近での工事しゅん工報告書

年 月 日

(宛先) 沼津市長

報告者 住 所 名 称 担当者

年月日に届け出た、街区基準点付近での工事がしゅん工しましたので、 次のとおり報告します。

-	工事	件名									
-	工事	場所		沼泽	車市					1	番地先
-	工事	期間			年	月	日から	年	月	日まで(日間)
街区	基準	生点番	等号								
				(1)	測量標	のき損	員状態:				
往	街区基準点 の状況 (2) 構造物のき損状態:										
	*> \p	()0		(3)	その他	l:					
工	2	名 君									
事請	1	担当:	者								
負 者	所	在	地	Tel							
添	付	図	面		1竣工	写真	2引照点	図 3%	則量資料	470	つ他

街区基準点復旧承認申請書

年 月 日

(宛先) 沼津市長

申請者 住所 氏名

工事により異常をきたした街区基準点の復旧について、街区基準点管理保全要 領第5条第6項の規定により承認を受けたいので、次のとおり申請します。

í	复旧五	理由									
í	复旧区	内容									
î	复旧址	揚所		沼津	市					3 1	番地先
	复旧~		į								
í	复旧其	朝間			年	月	日から	年	月	日まで(日間)
復旧	彳	名 乖	尔								
工	代表	長者日	氏名								
事請負者	所	在	地	Tel							
ſ	備	考									

街区基準点復旧承認書

様

年月日に申請のありました街区基準点の復旧について、 次のとおり承認します。

承認事項

復旧内容						
復旧場所	沼津市					番地先
復旧する 街区基準点						
復旧完了期限		年	月	日とする		

承認条件

- 1 測量標設置は、沼津市街区基準点管理保全要領に定めた構造とします。
- 2 測量標設置工事完了後は、速やかに街区基準点設置工事しゅん工報告書 (様式第11号)を提出し、沼津市の検査を受けてください。
- 3 検査に合格したときには、速やかに沼津市へ街区基準点を引き渡すこととします。
- 4 承認後、承認内容に変更が生じた場合は、その旨を速やかに届け出て維持管理課と協議してください。

承認番号 号 年 月 日

沼津市長 印

担当連絡先 沼津市建設部維持管理課管理係 Tim 055 (934) 4788

街区基準点 (一時撤去・移転) 承認申請書

年 月 日

(宛先) 沼津市長

申請者 住所 氏名

工事により支障となる街区基準点の(一時撤去・移転)について、街区基準点管理保全要領第6条第1項の規定により、次のとおり承認申請します。

一時	撤去・和	多転	理由								
	工事件	:名									
	工事場	所		沼津市							番地先
	撤去・和 街区基準										
	転する場 移転候补			沼津市							番地先
	工事期	間			年	月	日カ	から	年	月	日まで
一時	撤去・和	多転	期間		年	月	日カ	から	年	月	日まで
エ	名	币	尔								
事 請	担	当者	上 目								
負 者	所	在	地	Tel							
	添付図	面		1 位置	X	2平面	図	3写真	4 そ	の他	
	備	考		※現況	犬況等	また記載 しゅうしゅう	する				

街区基準点 (一時撤去・移転) 承認書

承認番号 号 年 月 日

様

沼津市長 印

年月日に申請のありました街区基準点の(一時撤去・移転)について、 次のとおり承認します。

承認事項

移転先	沼津市				番地先
一時撤去・移転する 街区基準点					
完了期限		年	月	日とする	

承認条件

- 1 再設置位置については、維持管理課と協議する必要があるため、舗装復日する前に必ず連絡してください。
- 2 測量標設置は、沼津市街区基準点管理保全要領に定めた構造とします。
- 3 測量標設置工事完了後は、速やかに街区基準点設置工事しゅん工報告書(様式第11号)を提出し、沼津市の検査を受けてください。
- 4 検査に合格したときには、速やかに沼津市へ街区基準点を引き渡すこととします。
- 5 一時撤去の中止等、協議内容に変更が生じた場合は、速やかに維持管理課 に連絡してください。

担当連絡先 沼津市建設部維持管理課管理係 Tel 055 (934) 4788

(第10号様式)

街区基準点 (一時撤去・移転) 請求書

年 月 日

(宛先) 沼津市長

請求者 住所 氏名

街区基準点管理保全要領第6条第4項の規定により沼津市街区基準点の(一時撤去・移転)を次のとおり請求します。

一時撤去・移転理由						
請求場所	沼津市					番地
一時撤去・移転する 公共基準点						
請求期限		年	月	日まで		
備 考						

街区基準点設置工事しゅん工報告書

年 月 日

(宛先) 沼津市長

報告者 住 所 名 称 担当者

年月日承認番号 号で承認を受けた街区基準点の(一時撤去・移転)について、街区基準点設置工事がしゅん工しましたので、次のとおり報告します。

	工事	件名							
	工事	場所		沼津市					番地先
設置	工事し	しゆん	ノ工目			年	月	日	
設置	街区基	表準点	香号						
工	3	名	陈						
事請	7	担当	者						
負者	所	在	地	Tel					
添	付	図	面		1竣工	写真	2その	D他	